

平成 27 年度 第 3 回四條畷市環境審議会 議事摘録

○ 日 時 平成 28 年 3 月 7 日 (月) 14 : 00 ~

○ 場 所 四條畷市役所 本館 3 階 委員会室

○ 出席委員 = 13 名 : 福田会長、奥田副会長、長畑委員、岸田委員、大川委員、  
鈴木委員、松田委員、太田委員、長谷川委員、大重委員、  
西川委員、黒岡委員、藤原委員

(欠席委員 = 2 名 : 高岡委員、諸岡委員)

○ 傍聴者 = 0 名

○ 事務局 = 6 名 : 吐田都市整備部長、野田都市整備部生活環境課長、橋本都市整備  
部生活環境課エネルギー政策担当課長、山根木都市整備部生活環  
境課主任、林都市整備部生活環境課主査、植田事務職員

担 当	内 容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から、平成 27 年度第 3 回四條畷市環境審議会を開催いたします。</p> <p>私は、生活環境課の植田でございます。本日の議題に入るまでの間、本会を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、本日の審議会委員の出欠状況について、ご報告させていただきます。本日、高岡委員、諸岡委員におかれましては、所用のため欠席させていただくとのことご連絡をいただいております。審議会委員の総数は 15 名、そのうち、本日、ご出席の委員は 13 名、欠席されている委員は 2 名でございます。</p> <p>したがいまして、審議会委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、審議会の開催にあたり、土井市長から委員の皆様にご挨拶申し上げます。市長よろしく申し上げます。</p>
土井市長	－ 市長あいさつ －

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>《事務局 6名の紹介》</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、市長は、この後、公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。</p> <p>＜市長退席＞</p>
事務局	<p>次に、ここで、傍聴者の入場についてお諮りします。今現在、傍聴希望者はおりませんが、本日の会議については、非公開とする理由は、特にないと考えられますので、傍聴希望者が来場されれば許可することに、致したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>＜異議なしの声あり＞</p>
事務局	<p>それでは、会議を進めてまいりたいと思いますが、これより議事進行につきましては、四條畷市環境審議会規則第4条第1項の規定により、福田会長にお願いいたします。</p> <p>それでは議事の進行を福田会長よろしく申し上げます。</p>
福田会長	<p>まず、事務局より本日の資料と案件の内容について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、お配りしている資料について確認させていただきます。</p> <p>事前に配布しています、「次第」、「なわての環境（平成27年版）」、「家庭系ごみ処理手数料のあり方について（答申）案」、「ごみ減量化施策としての家庭系ごみの有料化及びその導入方法、課題に係る検討報告書」はお持ちいただいておりますでしょうか。これらの資料を用いまして議事を進めて参りたいと思います。</p>

次に、本日の議題についてご説明させていただきます。

まず、会議次第にあります、案件(1)「なわての環境(平成27年版)について」について、前回からの修正点を事務局より説明させていただき、ご確認いただきたいと思います。その後、案件(2)「家庭系ごみ処理手数料のあり方について(答申)案」について、事務局より説明させていただき、ご意見をたまわりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
会長よろしくお願いいたします。

福田会長

それでは、本日の案件(1)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、案件(1)について説明をさせていただきます。配布させて頂いております資料「なわての環境 - 平成27年版 - 」について、前回からの修正点をご説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。第4章と第5章のタイトル名の「年度」が誤っておりましたので、それぞれ、平成26年度と平成27年度に改めました。

次に、10ページでございます。「第1節 大気環境」の「1. 大気汚染に係る環境基準」の部分で、最後の段落でございます。10ページの中段になります。ダイオキシン類に関する記載の部分で、両かつこの中で、参照するページが誤っておりましたので、訂正しております。正しくは27ページ表3-21です。

次に、21ページでございます。「3. 水質汚濁対策」の「(1)生活排水対策」の部分で、最後の段落でございます。21ページの中段になります。ここでは、生活排水処理基本計画の見直した内容の説明がないとのご指摘を受け、「将来人口の見直しなどを現実に即したものとするため」と説明書きを追加いたしました。

次に、27ページでございます。「第4節 ダイオキシン類」の「2. ダイオキシン類に係る分析調査」の部分で、27ページの下段になります。ここでは、表3-21に、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準の記載があるのに、「2. ダイオキシン類に係る分析調

査」には、「大気」に関する結果内容がないとのご指摘を受け、「大気のダイオキシン類は、環境省によって年2回1地点で測定されています。」との内容を追加し、測定結果を29ページの図3-23に追加いたしました。

なお、環境省は自動車の排気ガスの測定を目的として沿道で自排局の測定も行っていますが、ここでは「一般環境測定局」の結果を掲載しております。

次に、48ページと49ページでございます。「第4節 水辺の保全」の「(1) 河川の保全」の「⑥アドプト・リバー」部分で、49ページの「(2)水辺の生物保護」の「②下田原生き物調査隊」の取組み内容も、アドプト・リバーの取組みにも含まれるのではないかとのご指摘を受け、「②下田原生き物調査隊」の部分に「アドプト・リバーとして活動している田原・天野川を美しくする会」と内容を修正いたしました。

次に、55ページでございます。「第7節 快適な住環境の整備」の「(1) 美化活動」の「①空き地等の適正管理」でございます。ここでは、図4-1 空き地適正管理文書送付実績のグラフで、7月、10月、12月だけを取り出したグラフになっていますが、このグラフには意味がないとのご指摘を受け、所有者数と通知した箇所それぞれ年度内の変化を示す折れ線グラフに変更いたしました。

最後に、65ページと66ページのページ番号が重複しておりましたので、精査して改めております。

福田会長

ただいま、説明のあった「なわての環境」について、何かありますか。

岸田委員

27ページ下から4行目の「表3-14 参照」という箇所は、「表3-22」の間違いではないですか。

事務局

ご指摘のとおり誤りですので、「表3-22」に修正します。なお、修正したものを冊子として改めて郵送するという対応でよろしいでしょうか。

大重委員

それだけの修正であれば、郵送は不要と考えますが、皆さんどうですか。

長谷川委員	自分で修正したので結構です。
福田会長	それでは、各自訂正していただくということでよろしく申し上げます。ただ、今後公開するものは修正したものでお願いします。
事務局	最終分として出すものについては、修正したものを出すようにします。誠に申し訳ありませんが、委員の皆さまにおかれましては、それぞれ修正していただきますようお願いいたします。
福田会長	案件(1)については、他にご意見等ないですか。
	<意見なし>
福田会長	他にご意見がないようですので、案件(2)に移らせていただきます。案件(2)「家庭系ごみ処理手数料のあり方(答申)案 について」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	お手元の「家庭系ごみ処理手数料のあり方について(答申)案」をご覧ください。
	事前配布させていただいておりますので、簡単にご説明いたします。
	「記」以降でございますが、当環境審議会専門部会からの報告書を受け、家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)と家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)にわけて議論を行い、それぞれについて記載しております。
	まず、家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)ですが、紙類に対する取り組みをさらに進めることにより、ごみの減量化への余地が残されていること、及び他市の状況も見据えながら行う必要があることから、有料化の実施については時期尚早との判断となっております。
	次に家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)ですが、品目1点あたりの

手数料体系とし、一定の大きさ以上となる品目、指定品目を有料の対象とする考え方による一部有料化の実施につきましては、当審議会におきまして、記載のとおり、反対とした意見と賛成とした意見があったところです。

これらの意見があったことから、審議会として採決を行い、その結果として、賛成多数により、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）について可決に至った旨の記載となっております。

なお、実施に際しては、当環境審議会専門部会からの報告書中、「一致した意見」として記載のあった部分を引用し、意見を付しております。

誠に簡単ではございますが、以上でございます。

福田会長

事務局にて作成した答申案についての説明は終わりました。

前回審議会において、事務局にて作成した答申案の内容を審議し、必要に応じて修正を加えることとなっておりますので、修正等がございましたら委員のご意見をお願いいたします。

太田委員

修正の前に、答申案の粗大ごみ・不燃ごみの有料化に関するところで、「賛成とした意見」と「反対とした意見」となっておりますが、その中身について、意見を言わせていただきます。

1点目が、前回の審議会において粗大ごみ・不燃ごみの一部有料化について追加資料が出された際、専門部会における有料化の賛成と反対の両方の意見を受けてというようにおっしゃっていましたが、しかし、実際、専門部会の中では、専門部会長を除くと、委員5名の内1名が有料化すべきと賛成していただけです。前回の審議会において採決となったわけですが、それならば、専門部会で採決をすれば、有料化すべきではないという結論になったと思います。

事務局は専門部会において賛成と反対の両方の意見があったと言っていますが、実際には賛成は少数意見でした。そこからおかしいと考えます。前回の審議会で、追加資料が出されたのは、専門部会において賛成と反対の両方の意見があったからです。もし、専門部会が有料化すべきでないという結

論を出していれば、それは出てこなかっただろうという意見もありました。おふたりがそういうようにおっしゃっています。

もう一つ言いますと、前回の審議会の議事摘録の38ページの上から8行目に、事務局の発言で「専門部会の中では、粗大ごみ・不燃ごみについては、まだ、実施すべきではない意見の方も多かったということがありました。」とあります。ということは、実施すべきという意見が少数で、実施すべきでないという意見が多かったということになります。

だから、前回の審議会で一部有料化の考え方の資料が出された一番の根拠になっているのは、両論併記ということだったのですが、実際の中身で言うと、両論併記というのは、専門部会4回目の最後に時間切れでやむなくそうなったと受け取っております。もし結論を出すのであれば、専門部会を延長してでも採決をすればよかったのではないかと考えております。事務局から有料化すべきという考え方を出された根拠としては、やはり中途半端なところから出てきていると言わざるを得ないと考えております。

2点目が、負担の不公平感の解消ということについてです。これについては、前回の審議会で平成26年度のデータを出されておりました。粗大ごみ・不燃ごみの申込制は平成20年度から始まっていますが、その平成20年度からの経年データがあるのか事務局に確認したところ、経年データはないということです。だから、平成26年度の単年度データだけでこれが出されているわけです。それまでの経年データでもそういうような事柄が表れているのだろうかという疑問に思います。

もう一つは、粗大ごみ・不燃ごみの収集というのは、市の業務として何十年も昔から行われてきました。そこで、不公平感を大きな理由として有料化すべきということになっているのはなぜかということです。言わば今に始まった問題ではないのです。それを有料化の根拠にしているが、なぜ今のタイミングなのかということがいまだに腑に落ちません。

3点目ですが、有料化すればごみは減るだろうというのは一方で言われています。ただ、有料化する前にごみは実際は減っているわけです。市のほうも、減量化目標の達成に止まることなくということをして2度も3度も言ってい

ます。減量化目標に止まることなく更なる減量をということでは、目標を達成する意味合いは何なのかということになってくるかと思います。

ごみの減量化について議論することになっているのですが、やはり有料化という壁を越えて向こう側で議論すれば、減量化は当然出てくるわけです。有料化の壁のこちら側で私は議論しているつもりでした。有料化の前に、あるいは有料化をしないでどうやって減量化するかを一生懸命考えてきたわけです。減量化ということをも有料化の大きなポイントにして、それを実施するならば、粗大ごみ・不燃ごみの、あるいはそれ以上の有料化に対するゴーサインになってしまうと思います。そういう点では非常に危惧しています。

最後に、他市の動向なのですが、専門部会の議論の中で、たとえば、交野市が有料化すれば四條畷市も有料化するのかといった質問がありました。それに対し、事務局の回答は、そういうことはなく、四條畷市が主体的に考えることとおっしゃっていました。

四條畷市の主体性というものを我々も踏まえて議論してきたつもりなのですが、そのことがいつの間にか手数料の方向に行ってしまう、あるいは、中には、他市の動向を慎重に協議しなければならないというように変わってきていると思います。専門部会の中では、四條畷市が主体的に考えていくべきだという基本姿勢できたものを、いつの間にか他市の動向に協調する方向に変わってきているのではないかと感じています。

以上の点で、今回有料化の方向になってきていますが、その辺りもう一度考え直していただきたいと思います。

福田会長

専門部会に出られている方は別にして、審議会では、税の公平性といった話や専門部会からの報告書の説明、事務局の意向も聞いた上で多数決をしたので、それをもう一度元に戻すということにはできないと思います。そこで、今日専門部会の会長も来られていますし、太田委員から質問のあったことについて、事務局から丁寧に説明いただくのがいいかと思います。

交野市と共同でごみを処理するとなれば共通の部分も出てくることはわかっていただけだと思います。その点は事務局より答えていただくのが一番



<p>長谷川委員</p>	<p>だと思えます。</p> <p>専門部会で話し合う前に、交野市と共同でごみ処理施設を使うことについてはわかっていたので、交野市と歩調を合わせていく必要はあるのかという質問をしました。その時に事務局より、交野市と合わせなければならないということはなく、四條畷市は四條畷市であるとお答えいただき、話し合いを行いました。</p> <p>それが常識的なことか非常識なことかはわかりません。ただ、私たちは一般市民でわからないので、話し合う前にお尋ねしたら、そういうお返事をいただいたので、四條畷市として独自にごみの減量化を議論していいというように思いました。</p> <p>また、交野市の審議会に友人が参加しているのですが、四條畷市と交野市ではごみの対処の仕方が全く違います。行政の対応や市民の意識、回収方法、資源化の方法など四條畷市と交野市では大きな隔たりがあります。それが同じレベルで進んでいるのであれば、もちろん同じように協調していくということが全く問題ないと思うのですが、今実際行われているごみ処理に関することが随分と違うのに、ここでそれを合わせようとするに少し無理があるのではないかと思います。</p>
<p>大川委員</p>	<p>私は前回の審議会ですらまとめた内容については、審議会としての役割はしっかり果たされているという理解をしております。今回の粗大ごみ・不燃ごみの一部有料化の問題について、審議会としては両方の意見を併記して、答申を出すということが決定されましたので、最終的にはこれを行政がどうするかということは、審議会の意見を参考にしながら、決定をするというように私は理解をしております。特に専門部会で色々ご苦労されて意見を出していただいたと思うのですが、専門部会で賛成か反対かを決める問題ではないと思います。専門部会で色々意見を出された内容を含めて、この審議会でも議論をして、審議会として答申をどうまとめるのか、答申をどう出すのかということが前回の審議会ですらやったまとめ方だと思えます。</p>

したがって、まとめ方がおかしいというご意見もありましたが、それは審議会のあり方としては、間違っていないと思います。事務局に意見を聞いたとしても、事務局としては事務局の考え方があるでしょうし、審議会でそういう形で決定されましたので、このまま進めていくべきだと考えております。

大重委員

まず今の「審議会で議論して」のところなのですが、審議会でしたのは多数決であって議論はそんなになされていないと私は思っており、それに関して自分の意見をまとめたので読ませてもらいます。

今回の答申にあたって、このような内容になったことを市民の一人として非常に残念に思っています。そもそも答申を出すにあたって、ごみの一部有料化を多数決で決めるということを知らなかったことがまずあります。この多数決で決まるという最終的かつ最も重要な部分を知らないままで私達は専門部会において4日間、計10時間以上にわたってごみの有料化についての問題点や有料化の実施の以前にできることや有料化された場合のメリット・デメリットなどについて真摯に議論を重ねました。専門部会として求められていることがこういった様々な意見であるという見解で、報告書作りの準備を進めていたわけです。

ですので、環境審議会に報告するための有料化の採決は行っておりません。求められれば、私達は採決をしました。そしてその結果は明らかで、申し上げますと、有料化反対が4名、賛成が1名でした。専門部会は有識者である部会長を除いて市民5名で構成されています。なので、大多数は有料化に反対だったこととなります。

このように専門部会では採決を求められなかったため、環境審議会への報告書では、賛否両論であったというあまりにも大雑把な結論ばかりが際立つ結果となってしまいました。これは非常に残念なことです。

後になって、専門部会でのこの議論の進め方に異議を申し出たところ、市職員の方や部会長の方が不手際があったことを申し訳なく思うとおっしゃいましたが、これは謝って済むようなことではありません。では、次からこ

うということのないようにして下さいねとお願いしたところで、取り返しはつきません。今回の答申によって、ごみの有料化への流れの堰は切られてしまいました。

また、有料化賛成の理由の多数を占めた、不公平感の解消ですが、市民の中でもかなりトップレベルのエコな生活者だと自負している私はごみの排出量がかなり少ないです。このあまりごみを出さない自分が、ごみを沢山出している人に対して、同じだけの税金を払っているのにあの人だけごみを沢山出してずるい、不公平だなんて全く感じたことはありませんし、周りでもそんな話を一切聞いたことがありませんでした。それがこの審議会においては、有料化に賛成な主な理由として議員の方や四條畷市に在住かどうかわかりませんが有識者の方から多く出たことは驚きと失望を隠せませんでした。

私は四條畷市民になってから今回初めて審議会委員というものに任命されて、その内実を知り驚愕しています。表面上は市民の意見を聞いたり勉強会をしたりと、ごみの減量化に向けて市が市民と協働で取り組んでいるというふりをしながらも、実情は審議会の最後に多数決を採り、答申を取りまとめる。そしてその多数決というのは全体で15名いる委員のうち市民は5名しか含まれていません。そのような多数決でどうやって市民の意見が反映されるというのでしょうか。

せめて議事録としてこのように考えていた市民がいたということをご公にするために発言させていただきました。また、異議がなければ答申に意見として添付していただきたいと思っております。

今回の環境審議会だけでなく四條畷市政全体への不信感を抱く結果となってしまいましたが、これからは市民の意見も反映していただけるような市政の運営への改良を求めています。

大川委員

意見としては本当によくわかります。しかし、審議会の内容について、何をして最終的に結論を出すのかということなのですが、一方的に多数決で決定したわけではありませんし、賛成反対の両方の意見を付け加えて、この答申を出そうということであり、賛成の人も反対の人も、答申については反対

された方もおられますが、私は一定公平に物事を扱ってこの審議会では決定をされたのではないかと思います。

確かに、専門部会でよく議論をしていただいたということは誰もが感謝しています。しかし、専門部会だけで決定するわけではありませんし、最終的には、この15人の審議の中で答申をどうしていくのかということを議論して最終結論を出すわけですから、救いは賛成反対両方の意見が出されて、それが答申に掲載されているということです。もちろん、行政としてはこの両方の意見を参考にしながら、最終的には市長が決定をするという流れがありますので、決して私はこの中での議論というのは無駄ではなかったと思います。

岸田委員

答申案が出てきている段階で、先に戻した議論をというような意見ではありませんが、1月の審議会の議論の中でもかなり色々な意見が出ていたわけで、やはりここにきた問題というのは、専門部会であれだけ議論していただいたというのに、それを本当に蔑ろにするような結論をこの場に持ってきたということが問題だったと思います。急いで結論を出し過ぎであり、行政が有料化の問題について専門部会ではっきりと方向性を出して欲しいということであれば、専門部会での結論というものをしっかりと出すような、太田委員もおっしゃったような、もう一回議論をするなどといったことが必要だったのではないかと思います。

その結論を急いだというのは、私からすれば、新年度の四條畷市の予算の中に何らかの形で有料化に向けた内容を掲載していきたいという行政側の意図を感じてなりません。実際に新年度予算案の中には、平成28年度ではないのですが、平成29年度に向け、そういう粗大ごみ・不燃ごみの有料化の前には、粗大ごみ・不燃ごみが増え、そのために費用がかさむだろう、だから、そのための増額をというような、そういう費用も計上されようとしているわけです。それを急いでやるために、専門部会を早く切り上げて、審議会を早くに招集したと思えてなりません。

本当に結論ありきで、何のための専門部会だったのかというその1点の疑

問がここに来てやはり思います。正直一生懸命頑張っている職員の方もいらっしゃる中で、非常に厳しい言葉を申して申し訳ないですが、これは行政のやり方が極めて問題であったとしか言えません。

今日どうしても答申を出すという方向でしたら、せめて市民にしっかりと意見を聞いていくということはやっていかないと納得ができません。これで犠牲を被ると言いますか、それは市民の皆さんですから、市民の皆さんに説明をして意見を聞いてからでないと、こんな強硬的なことは認められないということだけは申し上げておきます。

事務局

色々のご議論いただいているところなのですが、まず、前回の審議会を受け、最終的に今回のこの審議会で答申案を出させていただき、その中身について修正等の確認をさせていただくということで進んで参りました。先ほど、大重委員、太田委員、岸田委員より、もう一度議論をとという意見をいただいているのですが、一定議論いただき、多数決をさせていただくということになりましたが、それをもう一度戻して議論をするということについては、事務局としては考えておりません。従いまして、色々のご意見はいただきましたが、この答申案の中身についてのご意見をいただき修正するという形での進め方をさせていただきたいと考えております。

大川委員

岸田委員の「早める」という意見に対しても、事務局として答えないといけないのではないのでしょうか。

事務局

先ほど岸田委員からいただいた意見につきましては、あくまで1月25日の前回の審議会で一定の方向性が出ましたので、それをもって、今後手続き上、事務局のほうで進めていくにあたり、今後可能性があることについては、進めることができるようにということで、粗大ごみ・不燃ごみの受付の申し込みについての予算を計上させていただいたということでございます。ですから、初めからそのつもりでやっていたということではなく、あくまで前回の審議会を受けた中で、今後可能性があれば、できるような形で計上させて

いただいたということでございます。

鈴木委員

専門部会では、色々な意見がある中、皆さんの意見をできるだけ吸い上げようという形で取りまとめを行いました。有料化のあり方についてはかなり幅広いという点で、一致した意見としては専門部会からの報告にもあるように可燃ごみの有料化については皆さんが反対ということで今回の答申案にも明確に書かれています。

粗大ごみ・不燃ごみについては、多数という形では反対だということがありました。結論を出すということではなく、専門的な色々な意見がどのようなものがあるかということを取りまとめていく中で何が望ましいことかということを中心にきちんと取りまとめたつもりです。この後、実際にどうしていくことについては明確な方向ということではなかったと記憶しております。

太田委員から意見等がありましたが、専門部会でも一定議論がされていることとなると思います。意見が非常に分かれる、また、身近なものであるがゆえに腑に落ちない部分をそれぞれがお持ちだということもあるかと思いますが、進めていかななくてはならない部分もあるかと思っています。

できるだけ配慮した点では、ごみの減量化目標が達成できており、それを理由に有料化を行うことは説明ができていないということがありましたが、それを理由につけるということではなかったと記憶しております。

ごみの減量はいずれにしても進めていかななくてはならない中で、そうした方策については、後の理由としては説明できるものです。

交野市との協調については、四條畷市のことを考えており、交野市が進んでいることに従うということでないことは当然ですが、交野市が進んでいる状況を踏まえて自分たちがどう判断するのかという点で独立して議論をするということではとりまとめができたものと思います。交野市と一緒に取り組んでいる現状がある中で、どちらの形が優先されるかどうかについては、検討が必要などころはあるかと思いますが、そういった意味では独立して議論した結果を専門委員会の報告として取りまとめたものです。その上でどう判断するかということはこの審議会に出しているところです。この審議会は

<p>福田会長</p>	<p>専門部会のメンバーとは違いますが、専門部会が必ずしも結論を出すところではないことは確かであると感じているところです。</p> <p>前回の審議会では委員の皆さんの意見を聞き、多数決で採決に至ったところです。審議会としては一旦決まったものなので、もう一度議論するということはありません。市民の方に十分説明し納得していただけるような方策をとることは難しいかもしれませんが、このことを考えていかななくてはならないと思います。</p>
<p>岸田委員</p>	<p>以前に市が行ったごみ全般に渡ったアンケートの時に有料化に関する内容がありました。その内容に沿って、また、他市でもそういったアンケートもされているので、それを付け加えた部分があるかもしれないが、賛否を問うところ、賛成・反対の理由、行政に求めることということで、過日の環境フォーラムで協力をいただきアンケートをとりました。</p> <p>女性と男性の格差があり、38人中女性が35人、男性が3人だけであり、もう少し回収予定ですので、男性の数が増えればもう少し変わるかもしれませんが、まだ内容が偏っていると思われる部分もあるので、紹介だけさせてもらいます。</p> <p>有料化の反対・賛成の割合としては、反対が62%、どちらかと言えば反対が21%、8割以上の方が反対寄りです。賛成が13%という結果になりました。反対の方のほうが多いということを感じましたので、市民の声を聞いて、市の現状も説明しながら、どう思われるかということを知り、その聞いた中の意見で半分以上が反対であるならば、粗大ごみの有料化を検討し直すという方向もあるのではないか。まだ、行政の中で有料化を行うと決まったわけではないので、市民の意見を聞いてそのような状況なら結論し直すということを考えるべきではないかと思います。それを答申に盛り込めないかと思います。</p>
<p>大川委員</p>	<p>岸田委員の発言はよく理解ができますが、反対・賛成のアンケートの場合</p>

事務局	<p>は、取り方によっては違いもあり、その結果をもってどうだという判断はしづらいのではないかと思います。会長が言うように、答申の最後に、有料化の実施にあたっては市民への十分な説明と意見を聞くことといった文言も入っており、行政でも慎重に対応してくれるのではないかと思います。</p> <p>現在審議会の中で発言していただいていることは議事録に載せさせていただきます。議事録は後日確認していただきホームページに掲載をしております。意見があったことの公表という点では、そのままの内容として載せさせていただきます。</p> <p>専門部会を経ましたが、専門部会の報告は両論併記となっているものの、実際には反対の意見が多かったという意見がありました。その後、前回審議会で採決という形となり、今回の審議会で答申案を出させていただき、字句の修正ということと考えておりますので、一旦立ち戻り、有料化について議論を行うということは考えておりません。</p> <p>意見は議事録として記載いたしますが、今意見があるからといって答申案の前に戻り議論をするということには考えておりません。答申案の中身について、先ほどの岸田委員の発言にもありましたように、こういった内容を盛り込んでどうかといった修正についてはご議論をお願いいたします。</p>
大重委員	<p>岸田委員から提案のあったように、住民投票などを行い賛成・反対を問う、アンケートの取り方により賛成・反対が変わるということであれば、市の公認で全体に住民投票をした上で、決めるということを経済に盛り込むことはどうですか。</p>
大川委員	<p>大阪市では都構想をどうするかということを経済投票で行った経過もありますが、四條畷市では学校の再整備、再編成について反対の署名が行われています。住民投票を行ってはどうということですが、投票を行うまでには色々な難しいことがあると思います。住民投票まで行って決めることがいいのかということについては、少し疑問があります。</p>



大重委員	何が難しく、何が疑問であるのかを教えてください。
大川委員	<p>答える立場はありませんが、発言をしましたので。住民投票を行うかどうかについては、最終的には市長の方から議会へ提案があり、議会で住民投票を行うかどうかを採決し、住民投票が成り立っていく。行政として住民投票を行うか否かを考える点で少し難しいと発言をしました。</p> <p>住民投票をやりなさいというための署名は有権者の5分の1、900が必要ですが、900では、同じ字である、住所が違う、四條畷市民でないといった場合があり、最低でも900以上でなければ、住民投票をする署名の効力がないと思いますので、そこまで行わなければ住民投票が成り立たない、そういったことから少し難しいと発言しました。</p>
大重委員	聞いた限りでは特に難しいとは思えません。たとえばそういったことを提案として答申に盛り込むということはできますよね。
長谷川委員	<p>行政が考えている環境審議会、専門部会、議員の方々や一般の市民、主婦ではない有識者が考えている環境審議会、専門部会、市民代表として出席している主婦、一人の市民としての環境審議会、専門部会の捉え方に食い違いがあったように思います。前回審議会で粗大ごみ・不燃ごみの有料化の考え方を配布された時も驚きましたが、決を採ると言われた時も驚きました。</p> <p>市民の意見を聞くということで私たちが審議会に出席していると思っています。私たちもよくわからないところがあり、有料化ありきということか、交野市とすり合わせて行かなければならないかを話し合う前に確認したつもりです。私たちが思っていた話し合いと想定が違ったと思っています。元に戻せないことは認識しております。有料化をするのであれば、有料化と一緒にやっていかなければならないことが沢山あると思います。ごみは資源であると、資源として集めて有効利用していく。ごみが資源となれば、ごみが減っていきごみの減量化が実現すると思います。</p>

<p>事務局</p>	<p>これからは市民が参加して話し合いをしてもらいたいというときは、その話し合いがどういったもので、どういう意図のもとに、先々どう扱われていくのかということに参加者に説明をした上で呼んでもらいたいと思います。</p> <p>有料化ありきという点ですが、前回審議会の中でも資料の出し方について説明いたしましたが、専門部会では、可燃ごみを含めて粗大ごみ・不燃ごみについてもどういった形やっていくかと議論をされている中で、当初より有料化ありきではないということがあったことから、その時にまさしく有料化とした案を出すことが難しかったことから、前回審議会において、資料として提出しました。また、前回審議会時点での資料の出し方につきましては、前回の審議会でもお詫びしたところであります。</p> <p>交野市との協調という点ですが、専門部会の中では、仮に交野市が有料化を実施する形で進んでいる場合、交野市が行うから四條畷市も行うのかという問いかけがありました。これにつきましては、交野市が行うからということではなく、以前から四條畷市はごみ減量化施策として議論をしてきた。ただし、新ごみ処理施設で同じごみを共同処理していくといった点では、今後、協調をしていかななくてはならないと回答をさせていただきました。</p>
<p>岸田委員</p>	<p>交野市では、よくは聞いていませんが、2月にパブコメを行うということでしたね。その結果は聞いてませんが、四條畷市も仮に有料化に向けてということであれば、パブコメなり市民の意見を聞いていくということをするのでしょうか。パブコメはなかなか敷居が高いという意見ともありましたが、寄せられた意見の中で有料化反対という意見が多かった場合は検討をし直す、または一旦考えるという文言は入れられないですか。</p> <p>大重委員が言われた住民投票がいちばんわかりやすいと思います。住民の意思が示されることですし、これは全市民に関わることで、いちばん市民にとってわかりやすいことだと思います。</p> <p>それも駄目、これも駄目ということであれば、せめてパブコメをする時に、反対意見が多ければ見直すことも考える。他市でもパブコメでかなり反対意</p>

事務局	<p>見が多かったので、一旦市長が有料化を撤回した。その後はよく知りませんが、そのような市もありましたので、それは考えるべきではないでしょうか。民主的な行政を進める上ではそれくらいは行うべきだと思います。</p> <p>パブコメにつきましては、有料化の案を作成した段階で行うと申しあげました。パブコメを行った中で、反対の意見が多かった場合、有料化を行わないということも考えるべきだということでしたが、そういった意見も踏まえて、最終的な判断ということとなります。</p> <p>現在のこの審議会の中で、どうするかといった回答はできかねます。</p>
岸田委員	<p>答申に盛り込むことはどうかといった意見をお持ちの委員に問いますが、大重委員からは、ご自分の意見を答申にといったことも問われていたと思いますので、それを含めて委員の意見をお願いします。</p>
福田会長	<p>今、岸田委員が言われたパブコメについて、答申に入れるかどうかということについて委員の意見をお願いします。</p>
大川委員	<p>答申案の中に、「有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞くこと」と入っています。パブコメで反対意見が多かったらどうするのかということまで答申に含めていいものかどうか。意見を受けてどうするかということは行政が判断することであり、審議会委員がそこまで責任をもつことについては問題が残るのではないかと思います。</p>
大重委員	<p>「意見を聞くこと」というだけでは不安で、聞くだけで、聞いて流すことができるから、こういう表現にされているのだと思いますが、「聞いて反映する」など、もうアクションあることを明記して欲しいと思います。</p>
長谷川委員	<p>私は「市民への十分な説明」という箇所に期待します。行政は明確な理由があり有料化を考えていると思います。それが私には今理解できていないだ</p>

	<p>けなのだと思います。したがって、有料化を発表する際は、市民がそれを読んだ時に、なるほどこういう理由で有料化するのかということがきちんと理解できるような説明をよろしくお願いします。</p>
岸田委員	<p>パブコメなどの具体的な文言は入れなくていいので、大重委員がおっしゃったように、「市民への十分な説明と意見を聞き、その意見を反映すること」という表現でどうですか。委員の皆さまいかがですか。</p>
長畑議員	<p>パブコメや住民投票について、私は一市民とすれば有料化という言葉だけで反対します。ただ、今回審議会において、粗大ごみ・不燃ごみを一部の人が沢山出しているといった色々な情報や提案を出していただきました。そういったことをすべて知った上で審議会で判断することであって、何も知らない人に対して、それを求めるのは酷であり、結果自体も想像できるので、それについては賛成しかねます。</p>
岸田委員	<p>それは、長谷川委員がおっしゃったように、現状がこうだから有料化が必要だというような説明を行政として行えば、もちろんそれは一方的な意見では駄目ですが、それを聞いた上で市民が判断することになります。私も聞いた中では、一部有料化はやむを得ないという意見をお持ちの方もいらっしゃるのですが、そういう説明の上で市民がどう判断されるかということになります。市民の結果がわかっているとおっしゃるなら、それで賛成するのもどうかと私は思います。やはりこの問題は市民に直接降りかかる問題なので、市民の意向がしっかり反映される中身でないと納得できないということは言っておきたいと思います。</p>
太田委員	<p>今の件ですが、「有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞き、市民の意見を尊重すること。」というように付け加えてはどうですか。</p>

大川委員	<p>そんなに難しい文言ではありませんし、最終的に今日答申を上げるということであれば、大重委員や太田委員がおっしゃったような意見などを会長のほうでまとめ、答申に入れるということについては反対ではありません。</p>
福田会長	<p>太田委員がおっしゃられた意見としては、答申案の最後のページの下から4行目の「有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞くこと。」という記載を、「有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞き、市民の意見を尊重すること。」という記載にしてはどうかということでしたが、いかがですか。</p>
大川委員	<p>それでいいと思います。</p>
福田会長	<p>他の委員の方もよろしいですか。</p> <p>&lt;意見なし&gt;</p>
福田会長	<p>それでは、そのように修正するという事で決定いたします。</p>
事務局	<p>修正箇所について、確認させていただきます。答申案の最後のページの下から4行目を、「有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞き、市民の意見を尊重すること。」と修正するという事でよろしいですか。</p>
福田会長	<p>結構です。</p>
大重委員	<p>答申案1ページ目の「(1) 家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)」には、有料化を時期尚早とする理由の一つとして、「ごみの減量化への余地は残されていること」が挙げられています。それを踏まえると、「(2) 家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)」についても、専門部会で議論した結果、ごみ減量</p>

事務局	<p>の案も多数出たので、「ごみの減量化への余地は残されているものの」と記載すべきで、その後ろに市の考える有料化の理由を書くことになるかと思うのですが、その理由を教えてくださいませんか。</p> <p>前回も申しましたが、1点目として、粗大ごみ・不燃ごみを出す人の間に量と頻度の差がある現状をある程度直していく必要があるということがあります。2点目に、太田委員がおっしゃられていたように、減量化の目標は達成しているのですが、さらに減量化を進めていくということがあります。</p>
大重委員	<p>減量化の目標があつて、その目標を達成しているのに、有料化するというごとの意味がよくわからないのですが、それを「(2) 家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)」に書けますでしょうか。</p>
事務局	<p>この答申案の体系としては、2ページに有料化の反対とした意見と賛成として意見をそれぞれ記載しており、それを受けて最終的に多数決となったのですが、賛成多数で可決になったということに記載しております。</p>
大重委員	<p>それなら、「(1) 家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)」にだけ、「ごみの減量化への余地は残されていること」と書かれているのはおかしいと思います。</p>
福田会長	<p>私は専門部会には参加はしていませんが、可燃ごみについては、紙類が非常に多いので、そのためにまだ減量化への余地があるということになったと聞いております。粗大ごみ・不燃ごみについて余地があるという話については、私は理解できておりません。</p>
長谷川委員	<p>不燃ごみについては、私の住んでいるマンションでは小型家電も集団回収の業者が持っていってくれるようになり、随分と不燃ごみが減りました。小型家電を資源として回収することが不燃ごみを減らしていくという有効な手段だと思います。</p>

東大阪市の事例なのですが、東大阪市小型家電リサイクル事業として、小型家電リサイクル法が施行され、小型家電の再資源化を進めようということで、今までは不燃ごみとして排出されていた小型家電を少しでも多く回収し、再生資源の有効活用を促すことを目指して、回収ボックスを設置し、市のイベントの時は大きいものも集められるように臨時の回収ステーションも設置して、小型家電を資源として集めていくことを始めました。このように小型家電も資源として活用することができるので、一般の業者も無料で引き取りにトラックで回っているのだと理解しました。

だから、小型家電についても有料化の指定品目に当たるので有料で排出して下さいという方向に進むのか、小型家電を資源として認識して行政が回収して再資源化に取り組んでいくのかという、そこが今分かれ目なのだと私は理解しています。

事務局

この答申案なのですが、前回の審議会では、反対と賛成の両論があったことは端的に答申案の中に入れて下さいという意見があったことを踏まえ、端的にこういう形でまとめさせていただきました。

また、小型家電につきましては、回収ボックスを設置したり、排出自体は「粗大ごみ・不燃ごみ」で出してもらい、収集後に新ごみ処理場のリサイクル施設で小型家電を拾い上げるなど色々なやり方はあると思います。交野市と同じところでピックアップするとなれば、交野市と協議することも必要になるかと思しますので、今現在のところ、最終的にどうやっていくかということについては、今後検討するということになっております。

福田会長

新ごみ処理場にリサイクル施設をつくるというのは決まっているのですか。

事務局

新ごみ処理施設をつくるということは決まっております、施設の内容をどうするかということについても決定事項です。可燃ごみを焼却する熱回収施設と、粗大ごみ・不燃ごみを集めて共同処理するリサイクル施設ということで

<p>大重委員</p>	<p>現在は整備を進めているところでございます。</p> <p>リサイクル施設があるからといって、それを無料で回収してくれるとは言っていないので、ただ単にその場所に集めるという意味のリサイクル施設かもしれないので、そこはまだ信頼できないのですが、今私が言っていたのは、「ごみ減量化への余地は残されているものの」という点です。実際はごみ減量の方法は色々提案もしていて、方法はあるのにそれでも有料化するという点については皆認識があるので、答申にも入れれると思います。可燃ごみには書けたので、粗大ごみ・不燃ごみにも書けるのではないかと思います。</p>
<p>大川委員</p>	<p>答申の中には反対の意見も賛成の意見も出されており、それを最終的に判断するのは市長です。私は先ほどおっしゃったような反対の立場の文言を反対意見として入れるという点については、入れてもいいと思います。一つ条件として、今日ここでこういうものを入れて答申を上げていこうという立場でご協力をお願いできたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>答申案の文章を確認し修正するというのでこの審議会を開かせていただいているので、審議会の中でご議論いただき納得いただいたとおり修正するという点については、事務局より特に異存はございません。</p> <p>先ほどの大重委員のご意見なのですが、答申案の2ページ目の「反対とした意見」に記載するという点でよろしいですか。</p>
<p>大重委員</p>	<p>「(2) 家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)」の中の「反対とした意見」の箇所の前に、「(1) 家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)」と同じような形で書いていただきたいと思います。本当は、「減量化目標も達成しているが」ということもそこに入れていただきたいのですが、それはおそらく無理だと思いますので。</p>
<p>岸田委員</p>	<p>答申案1ページの下から4行目の「粗大ごみ・不燃ごみは、」の後に、「小</p>



	<p>型家電の分別などごみ減量化への余地は残されているものの、」という文言を付け加えてはどうか。</p>
大重委員	<p>いいと思います。</p>
長畑委員	<p>(1)については、賛成反対の意見がないためにここでまとめて書いてあるだけであって、(2)については、後に賛成反対の意見があるので、前段にはそこまでのことは書いていないのだと私は判断しています。</p>
大重委員	<p>(1)については、可燃ごみの現状について最初に客観的に説明しています。(2)については、そういった粗大ごみ・不燃ごみの現状についての記載が少ないと思い、もう少し詳しく現状を記載することで、こういう状況でありその上でこういう意見が出たということがわかるという意味で、前段に付け加えて欲しいと思ったのです。</p>
長畑委員	<p>それでしたら、(1)については、結果が出ているので、「可燃ごみは、有料化の実施については時期尚早と判断します。」という一行にして、(2)については、「後に賛成反対の意見が出ている」というように書いていけば問題ないと思います。(2)の前段にそこまで細かく書けば、後の反対賛成の意見がなくなってきますので、内容としては少しおかしいと思います。</p>
西川委員	<p>ごみの減量化への余地が残されているというのは、意見ではなく、現状なので、意見のところに載せるのはどうかと思います。</p>
大重委員	<p>心配しているのは、意見のところに書かれてしまうと、流されてしまうのではないかということです。やはり客観的な今の状況というものを、誰が見てもわかるような形で載せて欲しいという意味で、できれば(2)の賛成反対の意見のところに前に記載していただきたいと思います。</p>

鈴木委員	<p>専門部会において粗大ごみ・不燃ごみについても減量化の余地があり色々やっていくべきだという意見はありました。ただ、前段に入れてしまいますとずれてしまうところが出てくるかと思えます。専門部会でのその議論は、もちろん有料化の前という話でもあったのですが、有料化とは別にこれはきちんとやっていくべきこととして比較的時間を掛けて議論したところです。答申案の3ページのところに、小型家電のリサイクルなど粗大ごみ・不燃ごみの減量化施策を検討していくということなどをきちんと明記していたら、専門部会での議論も生きてくるのではないかと思います。</p>
大重委員	<p>賛成派の方はここにどうしても「減量化への余地が残されている」ということは入れたくないというように感じてしまうのですが、その点はいかがですか。</p>
奥田副会長	<p>(2)の前段のところに「減量化への余地が残されている」という文言を入れると、最終結論との齟齬に対する説明をどこかに入れる必要が出てきます。それがなくその文言を入れるということについては、統一性が欠けると思えます。わざわざ決定とずれたことを前段に入れること、また、前段というのは非常に大きな意味を持つてくるもので、ではなぜという疑問が残ってくると思えます。反対とする意見の中に、そういう意見もあったけれども、最終的には多数決を行って決めたわけです。余地が残されているというのは、反対とした意見の中で、それが残っているから賛成できないんだという意見であって、全体の結論に至る前段に書くというのは違うと思いません。</p>
大重委員	<p>では、減量化への余地がないということですか。</p>
奥田副会長	<p>そういうことではありません。</p>
福田会長	<p>文章の繋がりがおかしくなります。</p>

大重委員	<p>文章の繋がりなら、書き方なので、いくらでも時間があれば、上手く書けばいいのではないですか。</p>
奥田副会長	<p>上手く書けばということは、この場では決められなくなります。</p>
大重委員	<p>今の文章案がもう一つだという意味です。</p>
奥田副会長	<p>今の文章案は、(2)の最初の4行から2ページ下から4行目以降に続く文章であるので、文章としておかしいということはありません。ただ、ここに「余地が残されている」ということを入れるということが、2ページ下から4行目以降に繋がる文章とは異なるということです。統一性を欠くというのは、(2)の最初の4行があり、反対の意見も賛成の意見もあったが、最終的には採決を行い、結果がこうなったということで、最初の4行と2ページ下から4行目以降の文章が繋がっているわけです。ですので、最初の4行のところに、わざわざ「余地が残っていた」ということを入れるということが繋がりを欠くということだと思います。</p>
福田会長	<p>今言われたことは、(2)の文章ですが、意見が2つあり、「このことから、家庭系一般廃棄物・・・採決」というふうにつながっているわけですから、その前に余地があつてということとなると、採決までいかないわけです。</p>
大重委員	<p>「余地があつたにもかかわらず」、「余地があるが」といった文言であればおかしくないと思います。</p>
奥田副会長	<p>「余地があるが、余地があつたにもかかわらず」ということであれば、なぜそれなのに採決を行ったのかという点に問題があることになります。すでに前回審議会で採決が行われたわけです。そこについて何かがあつたならば、審議会として採決を行うことについて反対をすべきであり、採決をしな</p>

<p>大川委員</p>	<p>いということではなければいけなかったこととなります。</p> <p>事実として採決を行ったわけで、その流れから作って出てきた文章です。</p> <p>ここにおられる方は賛成多数です。反対意見のところに文言を入れることは問題がないと思います。しかし、(1)か(2)に入れるという考え方は、少しおかしいのではないかと思います。</p>
<p>福田会長</p>	<p>(1)にあるからといって、(2)の前段にも「余地がある」ということを入れると、文章がおかしくなります。</p>
<p>大重委員</p>	<p>事実なので、文章がおかしいからといって事実をゆがめること自体が問題だと思います。もちろんこの審議会自体で賛成になったということは読めばわかります。最後のほうに多数決で有料になりましたとわかっているわけですから。しかし、客観的な事実として有料化への余地が残されているということを書くことが文章としておかしいということは納得がいきません。</p>
<p>大川委員</p>	<p>あなたがそう思われるだけで、他の方が同じということではありません。この中では合議制で、そういう方もおられるし、そうでない方もおられる。文章に入れるということであれば、反対の意見に文言を入れることについては賛成します。</p>
<p>太田委員</p>	<p>大重委員が言っておられるのは、専門部会で議論をしている中で、ごみの減量化への余地は残されているということは、有料化の反対意見としてあげているのではない。もっと前段で色んな議論をしている中で、もっと減量化ができるという議論がありました。減量化の余地がまだまだ残されているという議論をしてきたわけです。それが減量化をすべきでないという反対の意見としてあげているのではなかったのです。</p> <p>こういうことを大重委員が言われているところだと思います。</p>

福田会長	<p>個人的には、大重委員の言われることはわかりますが、答申案の文章として（２）のところに inserると、文章としてはおかしくなります。文章として（１）と（２）があり、最後の「このことから」につながっている文章です。（２）に inserると答申案の文章としてはおかしいと思います。反対意見のところに入れることはいいと思います。文章を読み、考えていただくと、答申案の文章として（２）に inserすることは、他の委員の意見も聞く必要がありますが、難しいと思います。</p>
岸田委員	<p>国語的、論文的な観点は詳しくありませんが、入れたとしてもさほど問題になるのかなと思いますが、会長、副会長が言われることもわからないものでもないという部分はあります。反対意見の中に大重委員の言われた、専門部会の中で小型家電などの減量化の余地が残されているという提案がいろいろありましたし、また、ここに書かれていない減量化目標がすでに達成している部分も盛り込んでもらい、そもそも反対と賛成の意見の数は同じですが、行数としてかなり隔たりがあり不公平とっていたので、賛成意見をもう少し縮小していただき、その意見を入れていただくという折衷案はどうですか。</p>
西川委員	<p>国語的な捉え方ですが、反対意見の１行目、「まだ実施すべきではないとした意見もあり」ですが、これであるとその意見が少数であったようにとらえられると思いますが、太田委員、大重委員の言われたように、賛成が１人、反対が４人でした。表現を「多かった」とした方が専門部会に参加していなかった委員が答申として持って行くときにわかっていただけではないかと思います。</p> <p>賛成とした意見の中に、３か所同じようなことが書かれていると思います。「今審議会で一定の結論を出すことが大切である」、「今審議会で結論を出すことは必要である」、「審議会として一定の判断を示すべきである」と同じようなことが書かれており、ひとつにまとめることはできないかと思います。</p>

	<p>また、「両意見があった」について、一人の賛成者の中で、その表現は反対派として疑問があります。</p>
長谷川委員	<p>(2) 家庭系一般廃棄物(粗大ごみ・不燃ごみ)ですが、私の認識としては、「粗大ごみ、不燃ごみは」から一番下にとび、「一部有料化の実施については、審議会において、次のとおり意見があったところです」であり、途中の「品目1点あたりの手数料体系として、一定の大きさ以上となる品目及び大きさに関係なく指定する品目を有料の対象とする考え方に」というくりでは専門部会では話し合っておりません。</p>
福田会長	<p>私の意見ですが、前回の審議会事務局から出された資料のことを書いているものと思いますが、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(2)の文章は、専門部会での話ではなく、環境審議会でのことを書いております。専門部会の中では手数料体系案は出しておりません。「記」以下の前段で専門部会からの報告を受けて、審議会で審議を行いましたという文章になっています。したがって、言われている部分は専門部会のことではなく、審議会のことを書いております。</p>
大重委員	<p>長谷川委員が言われたことは、後ろに載っている意見は、私たちが出した意見なので、この意見というのは、この内容の意見ではないということです。「品目1点あたりの手数料体系として・・・考え方による一部有料化の実施について次のとおり意見があったところです」これについての意見と思われるのは困るということです。そういう意見ではないのですか。</p>
長谷川委員	<p>反対とした意見、賛成とした意見ということで箇条書きになっています。これは専門部会で出た意見ですか。専門部会で出た意見プラス審議会が出た意見ですか。</p>

事務局	<p>前回の審議会での意見を列記しております。</p>
福田会長	<p>「記」の下は、「本市議会は・・・家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）と家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）に分けて慎重に議論を行いました」となっています。審議会で慎重に議論を行ったその結果が（１）（２）です。前回の審議会では多数決で決まりましたが、素直に決まったわけではないので、反対の意見、賛成の意見を記載しています。意見は議論のように修正されますが、前回の審議会での結果を受けて、「このことから」と続く文章になっています。</p> <p>そして後半は、ごみの減量化施策についてのリユースに係る周知・啓発などを行うこと、不法投棄に係ること、有料化の実施にあたっては市民への十分な説明と意見を聞き、市民の意見を尊重することなどを付した文章となっており、構成はご理解いただきたいと思います。</p> <p>大重委員の意見は、構成から反対とした意見に入れてはと思います。</p>
太田委員	<p>反対とした意見で、１点目ですが「専門部会からの報告では、有料化の実施について、まだ実施すべきではないとした意見が多数あり、十分な議論ができていない。」「意見もあり」では不十分と思います。６点目、「ごみの量が減っている中」は「ごみの減量目標を達成している中」に、「不公平感は以前からのことであり、現段階で有料化を実施するための理由にはならない」と考えています。</p>
岸田委員	<p>大重委員の文章を私が言うのもなんですが、「小型家電の分別など粗大・不燃ごみの減量化の余地は残されている」と反対とした意見に１行付け加えてもらえませんか。</p>
事務局	<p>誠に恐縮ですが、一つずつお願いしてもよろしいですか。</p>
福田会長	<p>文章を事務局で朗読し確認してはどうですか。</p>

事務局	<p>確認を一つずつとらさせていただきます。反対とした意見からです。2行目の「とした意見もあり」を「とした意見が多数あり」と聞いております。これについてはどうですか。</p> <p>&lt;結構ですの声あり&gt;</p>
事務局	<p>次に移らさせていただきます。反対とした意見の下から2つ目、「ごみの量が減っている中」を「ごみの減量目標を達成している中」に、「実施するための大きな問題とは言い難い」を「実施するための理由にはならない」と聞いております。確認をお願いいたします。</p> <p>&lt;結構ですの声あり&gt;</p>
事務局	<p>反対意見の最後のところの追加ですが、お願いいたします。</p>
岸田委員	<p>「小型家電の分別など粗大・不燃ごみの減量化の余地は残されている」</p>
事務局	<p>確認いたします。「粗大・不燃ごみ」の表現は同じとさせていただきますので、「小型家電の分別など粗大ごみ・不燃ごみの減量化の余地は残されている」</p>
大重委員	<p>今の文章ですが、「小型家電のリサイクルなど可燃ごみと同様に粗大ごみ・不燃ごみの減量化の余地は残されている」としていただきたいです。</p>
事務局	<p>確認いたします。「小型家電のリサイクルなど、可燃ごみと同様に粗大ごみ・不燃ごみの減量化の余地は残されている」</p> <p>&lt;結構ですの声あり&gt;</p>



岸田委員	<p>「賛成とした意見」の3点目の「今審議会で一定の結論を出すことが大切である。」という箇所と、4点目の「今審議会で結論を出すことは必要である。」という箇所と、7点目の「審議会として一定の判断を示すべきであり、」という箇所について、よく似た意見なので、1つにしてはどうかというのが西川委員の意見でしたので、4点目と7点目のその箇所については削除するのがいいと思います。</p>
福田会長	<p>それで事務局確認していただけますか。</p>
事務局	<p>確認いたします。「賛成とした意見」の3点目の「今審議会で一定の結論を出すことが大切である。」という箇所はそのまま、4点目の「費用負担の公平性の確保を行うべきであり、今審議会で結論を出すことは必要である。」という箇所を、「費用負担の公平性の確保を行うべきである。」と修正し、7点目の「審議会として一定の判断を示すべきであり、また、一定の有料化については近隣市の状況からも必要である。」という文言から、「審議会として一定の判断を示すべきであり、また、」という箇所を削除することよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;結構ですの声あり&gt;</p>
福田会長	<p>他にご意見等ありませんでしょうか。</p> <p>&lt;意見なし&gt;</p>
福田会長	<p>今、事務局が修正する箇所について読み上げましたが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>

<p>福田会長</p>	<p>次に、答申書への修正の最終確認につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>福田会長</p>	<p>最後に、答申書を土井市長へお渡しすることにつきましては、会長から、後日、お渡しさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>福田会長</p>	<p>それでは、その他として、事務局のほうから何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>福田会長</p>	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p>
<p>岸田委員</p>	<p>議事摘録を確認させていただいて、感じたことがありましたので、確認をしたいと思います。わかりやすいように、繰り返し言われていることを削除していただいたり、読みやすいようにしていただいたりしていると思うのですが、この内容の修正などをする最終責任と言いますか、判断はどなたが行っているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議事摘録につきましては、私、生活環境課長の野田が取りまとめて、内容の確認の依頼ということで、委員の皆さまに送らせていただき、その後委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、最終の取りまとめをしております。</p>
<p>岸田委員</p>	<p>すみません、それは見落としておりました。ただ、発言が一部入っていな</p>

	<p>いのですが、それはご本人の申し出によって削除されていると考えていいのですか。</p>
事務局	<p>内容を確認いただき、委員の皆さまから「ここは違います」とご意見をいただければ、そこはそのとおりに直させていただいております。</p>
岸田委員	<p>前回の審議会で会長が有料化に対して前向きな発言をしたことに対し、私が「中立に」と発言したことやそれに関する会長の発言などが消えていたのですが、それは会長の申し出で削除されたのですか。</p>
福田会長	<p>私は申し出ておりません。</p>
岸田会長	<p>それならば、どこの判断で消されたのでしょうか。会長が申し出ていないのであれば、事務局が勝手に削除するのはおかしいのではないのでしょうか。事務局が恣意的にするとすると、市民に十分に公開されていないということになります。</p>
福田会長	<p>前回の審議会の議事摘録はもう公開されているのですか。</p>
事務局	<p>ホームページにアップしています。その箇所につきましては、恣意的ということではないのですが、少し個人的なところがありましたので、盛り込んでいないところがございます。そういったことを踏まえ、内容をご確認いただき、意見を伺うために、公開する前に事前に送らせていただき、確認いただいたところ、ご意見がありませんでしたので、そのままとさせていただきました。</p>
岸田委員	<p>それは私の落ち度もありますが、事務局の判断で外されたということに関しては、悪意はなかったということですね。</p>

長谷川委員	<p>環境フォーラムに私たちもグループとして参加させていただいたのですが、今回の環境フォーラムの総括は役所の中だけでやるのですか。それとも参加者を含めた話し合いが持たれるのですか。</p>
事務局	<p>環境フォーラムの結果については、実績報告という形でまとめて出させていただきます。環境フォーラムの内容については、生活環境課が主担課ですので、今までやっていた催しの中でどれがいいかということや今後どうしていこうかといったことは生活環境課で判断した上で、最終的には部長にも相談し、こういった形で進めていきますと決めさせていただきます。</p> <p>今回につきましては、例年と違うものとして、一つはごみ収集業者の方にも、環境意識の向上ということで展示をやっていただいたり、実際に収集車を持ってきていただき収集作業の実演を行っていただいたりといったことを新たにやらせていただきました。</p>
長谷川委員	<p>参加したグループから、来年はこうしたいといったような意見や、こうしたら良かったというような意見は、生活環境課のほうへ出させていただきますもよろしいのですか。</p>
事務局	<p>それは結構でございます。</p>
福田会長	<p>他にご意見等ございませんか。</p>
	<p>&lt;なしの声あり&gt;</p>
福田会長	<p>それでは、ご質問・ご意見がないようですので、これで終わりたいと思いますが、最後に事務局はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>不手際等ございまして、誠に申し訳なかったと感じております。本日は、</p>

福田会長	<p>とても貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。本日の会議はこれにて終了とさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
------	--